

第4節 家庭・地域との連携

1 家庭・地域との連携

学校での人権教育をより効果のあるものにするためには、家庭や地域社会に向けて人権教育の重要性についての啓発に努めるとともに、PTA活動等を通して連携・協力を図りながら、学校教育と一体性のある取組を進めていかなければならない。

(1) 開かれた学校づくりの推進

学習指導要領では、改訂のねらいの一つとして「特色ある学校づくりの推進」を掲げ、その一環として、開かれた学校づくりと家庭、地域社会との連携の推進をあげている。開かれた学校づくりとは、学校施設を地域社会に開放することであると同時に、学校の教育活動についての情報交換を通して、保護者や地域社会等の学校教育への参加を促すということでもある。

人権教育の推進に当たっても、今後あらゆる機会と方法を駆使して、学校における人権教育の指導方針や内容、成果や課題等をより積極的に家庭や地域の関係機関等に公開して、情報を提供していかなければならない。保護者や地域の意向を把握して、学校での人権教育に生かすことが大切である。同時に地域の特色ある教育資源や学習環境を活用しながら、人権にかかる教育内容の創造に努めなければならない。

(2) 家庭・地域との信頼関係

学校が家庭・地域社会と連携・協力して子どもたちの教育に当たるには、まず家庭・地域社会に開かれた学校であると同時に、信頼される学校とならなければならない。家庭や地域社会から信頼される学校の要件とは、次のようなものであろう。

- ゆとりをもって、子どもたちが伸び伸びと楽しく過ごすことができる学校
- 学習活動において自分の力が発揮できる学校
- 一人ひとりの子どもたちが、安全な環境のもとで安心して学ぶことができる学校

こうした学校づくりのためには、まず家庭や地域社会と一体となった取組が必要であることは言うまでもない。同時に、教師一人ひとりが「教育は子どもと教師の信頼関係が基盤であること」を再認識し、研修等を通じて、人権教育に対する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を養うとともに、指導力の向上に努めなければならない。

こうして、子どもたちにとって、魅力ある学校づくりを推進していくために努力する学校や一人ひとりの教師の姿が、家庭や地域との信頼関係の確立につながるのである。

(3) PTAとの連携

差別は、子どもたちの人間観や健全な成長をゆがめるものである。したがってPTA活動の中で人権教育の取組の占める位置は重要である。

とりわけ家庭は、人権を日常生活に根付かせるうえで、大きな役割を果たす場である。人権感覚豊かに、たくましく生きる子どもたちを育てるためには、PTAにおいて、人権問題についての正しい理解と認識を深める学習活動を積極的に進め、保護者自身が一層豊かな人権感覚を身に付けていくことが大切である。

P T Aとしての学習活動の展開に当たっては、次のような点への留意が必要である。

- ① 学習内容の充実を図る
 - 身近で話題性のある内容、幅広い視点から人権にかかわる問題について自由に語り合えるような内容を選定する。
 - 学習者自身が日常生活の中で当たり前と思っていたものの見方や習慣などを、人権の視点からもう一度見つめ直すことができる内容を工夫する。
- ② P T Aの専門部の中に、人権問題の学習についての推進に当たる組織を位置付け、組織的・計画的な学習活動や啓発活動を企画・推進する
 - 「人権だより」の発行による啓発
 - P T A役員会での人権研修会の実施
 - 校区別人権・同和教育懇談会開催事業の企画・運営
- ③ 学習者一人ひとりが問題解決に主体的に取り組めるような学習方法の工夫をする
 - 人権啓発劇の公開や人権祭り、親子人権シンポジウムなどの開催
 - 校区内における小地域別懇談会の実施 など

こうした観点を踏まえた、学校としての支援が求められるが、保護者とのかかわりにおいては、一方的な啓発の対象と考えるのではなく、相互の学び合いが学校での人権教育に生かされていくような関係を築いていく必要がある。

(4) 校区別人権・同和教育懇談会開催事業

市町村教育委員会と学校などが中心となり、地域ぐるみで取り組む事業の一つに、校区別人権・同和教育懇談会開催事業がある。

この事業は、昭和50年度から保護者や校区内住民を対象として県内すべての市町村で実施されている。そのための資料として、県教育委員会は『同和問題を考える』を毎年作成し、配布している。

この事業の推進に当たっては、中学校区別に運営委員会を設け、実施計画を十分に検討するとともに、参加者の主体性が発揮できる取組となるよう配慮しなければならない。また、教職員自身がこの事業の趣旨をよく理解して、学習内容を創造するとともに、系統性のある学習を積み上げ、人権・同和教育について、P T A会員や地域住民のより深い理解を得ることが大切である。

《事業の概要》

1 運営委員会の開催及び研修事業

(1) 運営委員会の開催

- ア 基礎研修、学級・学年別研修及び懇談会事業を効果的に行うため、中学校区ごとに運営委員会を設置し、事業の計画等についての協議を行う。
- イ 運営委員会は、事業の計画等について協議する。
- ウ 運営委員会の構成員は、原則として次のとおりとする。
 - 小中学校代表
 - 小中学校P T A代表
 - 行政関係者（公民館関係者を含む）

○ その他の関係団体代表

(2) 基礎研修

保護者、校区住民及び教職員を対象として、講演会または学習会などを開催し、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての認識を深める。

(3) 学級・学年別懇談会

小学校・中学校ごとに、人権・同和教育の視点に立った授業公開、人権集会、学習成果の発表、学級または学年懇談会等を実施し、学校における人権・同和教育についての理解を深める。

2 懇談会事業

原則として小学校区別に、小地域ごとの懇談会を開催する。公民館での啓発活動とも連携を図りながら、学校教育の成果や地域の課題を中心に、人権・同和教育の取組について協議、懇談し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた道筋を明らかにする。

P T A及び公民館と連携した校区別人権・同和教育懇談会開催事業の実践例を次に示す。

《事例 身近なことから考えよう》

〔日 程〕

- ① 公開授業 (45分)
- ② 全体会及び学級別懇談会 (90分)
 - ・ 開会あいさつ
 - ・ 学級別懇談会〔司会：学級P T A役員〕
「いじめ」問題について
 - ・ まとめ〔校内の人権教育担当者〕
「いじめ」と「同和問題」について
 - ・ 閉会あいさつ〔公民館長〕



〔取組に当たっての留意点〕

- 各地区の運営委員及び司会を担当する学級P T A役員、公民館関係者を対象に事前研修会を開催し、趣旨や話し合いの留意点などについて全員で協議する。
- 学級別懇談会での話し合いが活発に行えるよう、事前にいじめに関するアンケート調査を実施し、実態と課題をまとめた資料を作成しておく。

〔参加者の感想等〕

- 考えを変えていくのは、私たち親だということがよく分かった。特に結婚が一番問題だと思う。子どもには、相手の人物をみて結婚してもらいたいけど、差別の残る社会のままであれば、決して幸福とは言えない。早く差別のない社会にしていきたい。
(地域住民)
- 「いじめ」につながるような実際の話をいろいろと聞き、他人事ではないと感じた。このような場を学期に一度くらいはとってほしいと思った。また、このように、私たちにとって身近な問題が学習出来るよう工夫してほしい。
(保護者)

2 保護者による具体的な学習の取組

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、家庭の教育力の充実を念頭におきながら、私たち教職員は、保護者・地域との連携の上になんて、学習の取組を進めていかなければならない。その場合の視点として、次の3点を改めて確認したい。

- 学校における子どもたちの学習や生活の様子を知ってもらうなど、学習内容の充実とともに、保護者参加の学習づくりに努める。
- PTA活動を中心に、保護者が主体となって人権問題の学習に取り組むことができるように支援する。
- 絶えず、差別の現実に深く学ぶ視点からの学習環境づくりに努める。

(1) 学習内容の充実

人権について自由に語り合えるように、身近で話題性のある学習内容を工夫することが必要である。その具体例として、家庭での親の在り方を共に考えたり、学校における子どもたちの学習や生活について保護者の理解を得るような学習内容も考えられる。

保護者の中には、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、子どもたちが学習していることを知らない人もいる。近年の人権教育をめぐる動きについての理解も、必ずしも十分ではなく、子どもには難しい問題だと思い込んでいる人もいる。

保護者には、参観日や学級（学年）PTAなどを通じて、子どもたちの、人権問題の学習内容等への理解を促していきたい。

《事例 保護者の意見発表会》

〔内容〕

参観日等で、PTA専門委員会（人権教育部など名称は多様）が中心になって開催。テーマは、「家庭における人権教育の在り方」とか各種研究大会に参加しての報告など様々だが、発表者も参加者も、真剣に人権問題について考える場になっている。

〔参観者の感想〕

意見発表を聞いて、ふと目の前に座っている人を見ると、涙がこぼれているのが見えました。きっと、強く感じるものがあつたのでしょう。部落差別は、まだまだ根強いものがあると思います。また、この世の中には、いろいろな形の多くの差別が残されています。親として、これから差別を解消していくために、今、何をすべきかを、子どもと共に考えていきたいと思ひます。

保護者同士での学習とは別に、保護者が子どもと共に取り組む学習も、子どもの学習の様子を知り、お互いの人権感覚を高めていくうえで効果的である。講演や映画を共に視聴したり、一緒に施設見学をしたり、親子で人権標語づくりに取り組むなど、様々な場づくりを工夫していくことが可能である。

《事例 子どもと取り組む人権紙芝居の制作》

P T A活動の一環として、人権紙芝居の制作に取り組んだ。子どもたちの人権作文を、場面を考えながら絵にしていける活動であるが、この活動のよさは、子どもと保護者が協力して紙芝居を作りあげるところにある。

ある保護者は、「紙芝居づくりを通じて、自然な形で、子どもと人権問題を話すことができ、私自身の人権問題に対する意識が高まった。」と語っている。

つまり、具体的な活動を共にすることが、互いの人権感覚を刺激し、高めるのに有効なのである。



(2) 保護者が主体となった学習への取組

上記の人権紙芝居制作の事例も含め、保護者が主体になった取組を進めるには、様々な場面が考えられる。

《事例 保護者自らが取り組む人権集会》

子どもたちの人権集会は、保護者の胸を打ち、目を見開かせてくれるものがある。子どもたちの熱意が保護者の熱意へとつながるし、逆に保護者自らが、子どもたちに働きかけ始めることもある。

ある学校では、子どもたちの人権集会に触発された母親たちが、「見るだけでなく、私たち大人も何かできないか。」と、人権に関する人形劇や朗読劇に取り組み、子どもたちの前で演じるようになった。そして、毎年続けることで、子どもたちの人権意識を高めることにもつながっている。



保護者を、いつも受け身の啓発の対象にしてはならない。私たち教職員は、主体的活動によって発揮される保護者の活力に学びながら、子どもたちの成長のために、一層連携を図っていく必要がある。

(3) 差別の現実から深く学ぶ取組

差別の現実から深く学ぶとは、単に、被差別の立場の人の思いや願いを知ることではない。そこから自分自身の生き方を問い直し、差別解消に向けての行動の意欲を高めていくことが大切なのである。保護者を中心とした学習においても、差別の現実から深く学びながら、自己の在り方生き方について語り合う機会の確保に努めなければならない。

《事例 隣保館での学習》

小中学生の母親を中心に、教職員や行政職員が加わり、毎月1回のペースで隣保館での学習会が開かれている。子どもを支えることをねらいとして発足したが、結果として大人たちの同和問題解決への力量を高めたり、立場を越えた交流が深まったりするという成果があがった。

特に注目すべきは、年間計画作成から当日の運営に至るまで、母親がリーダーシップを握っていることである。この会の発足当時は、教職員がリードしていたが、「先生たちだけに頼っていたらいかん。私たち親が団結して、もっと頑張らんといかん。」という思いが、保護者たちを奮起させたのだ。

現在では、地元中学校のPTAからの参加が増えるなど、確実に学習の輪が広がっている。

3 まとめ—地域ぐるみの取組を—

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）や「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」（平成13年）が制定され、人権教育を推進し、差別や偏見のない参加と平等の社会づくりを目指すことは、私たち一人ひとりの責務であることが、改めて明らかにされている。

こうしたなか、学校教育の立場から家庭や地域社会との連携を図りながら、人権教育の成果を広げていくことはきわめて重要な意味をもっている。そのためにも、各地域の実態に即した学習内容とともに、参加者が主体的に学習に参加し、共感をもって問題の解決に取り組もうとする意欲を高めていくような、学習方法の創意工夫が求められている。

教職員は、学校はもちろん、地域住民の一人としても、より豊かな人権教育を創造していく推進者としての役割を果たしていかなければならない。それによって、21世紀を生きる子どもたちに差別のない明るい未来を保障することができるとともに、人権文化がより確かに根づいた社会をつくっていくことが可能となるのである。